

筑紫野市 介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）

～事業所説明会～

平成28年11月29日(火)、30日(水)

筑紫野市健康福祉部高齢者支援課

目次

1. 総合事業とは ……P2 (スライド` 3~)
2. 筑紫野市の総合事業 ……P4 (スライド` 8~)
3. 訪問型サービス ……P7 (スライド` 13~)
4. 通所型サービス ……P9 (スライド` 17~)
5. 総合事業サービス併用の可否 ……P11 (スライド` 22~)
6. 総合事業の利用手続き ……P12 (スライド` 24~)
7. ケアマネジメント ……P15 (スライド` 30~)
8. 被保険者証と居宅依頼 (変更) 届 ……P17 (スライド` 34~)
9. 給付管理 ……P19 (スライド` 37~)
10. 事業所指定の留意点・指定手続 ……P20 (スライド` 40~)
11. 請求の方法、サービス請求コード ……P25 (スライド` 50~)
12. 利用者との契約 ……P28 (スライド` 55~)
13. まとめ ……P29 (スライド` 58~)

1. 総合事業とは

～介護予防・日常生活支援総合事業とは～



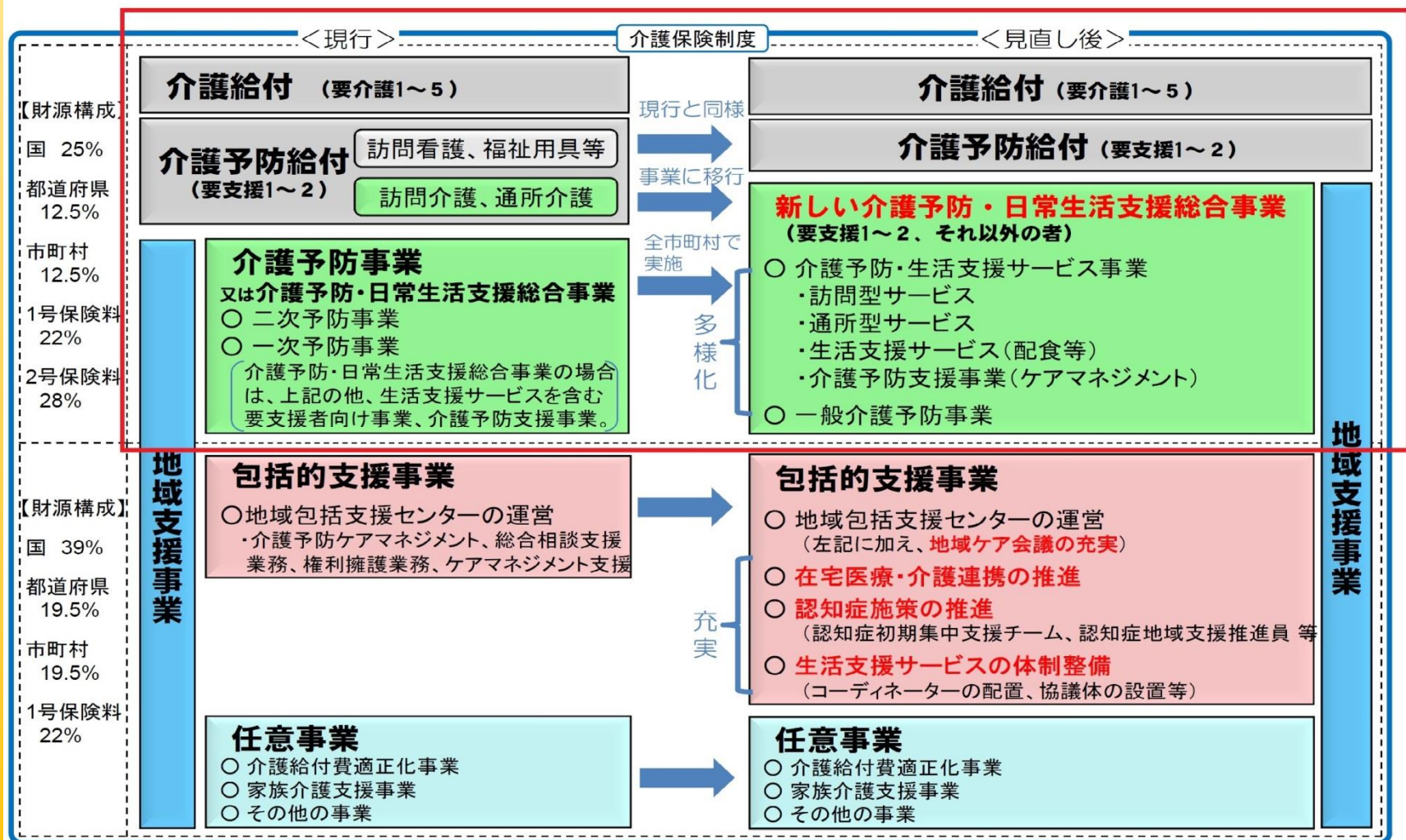
総合事業の概要（国）

平成27年度の介護保険制度改正により…

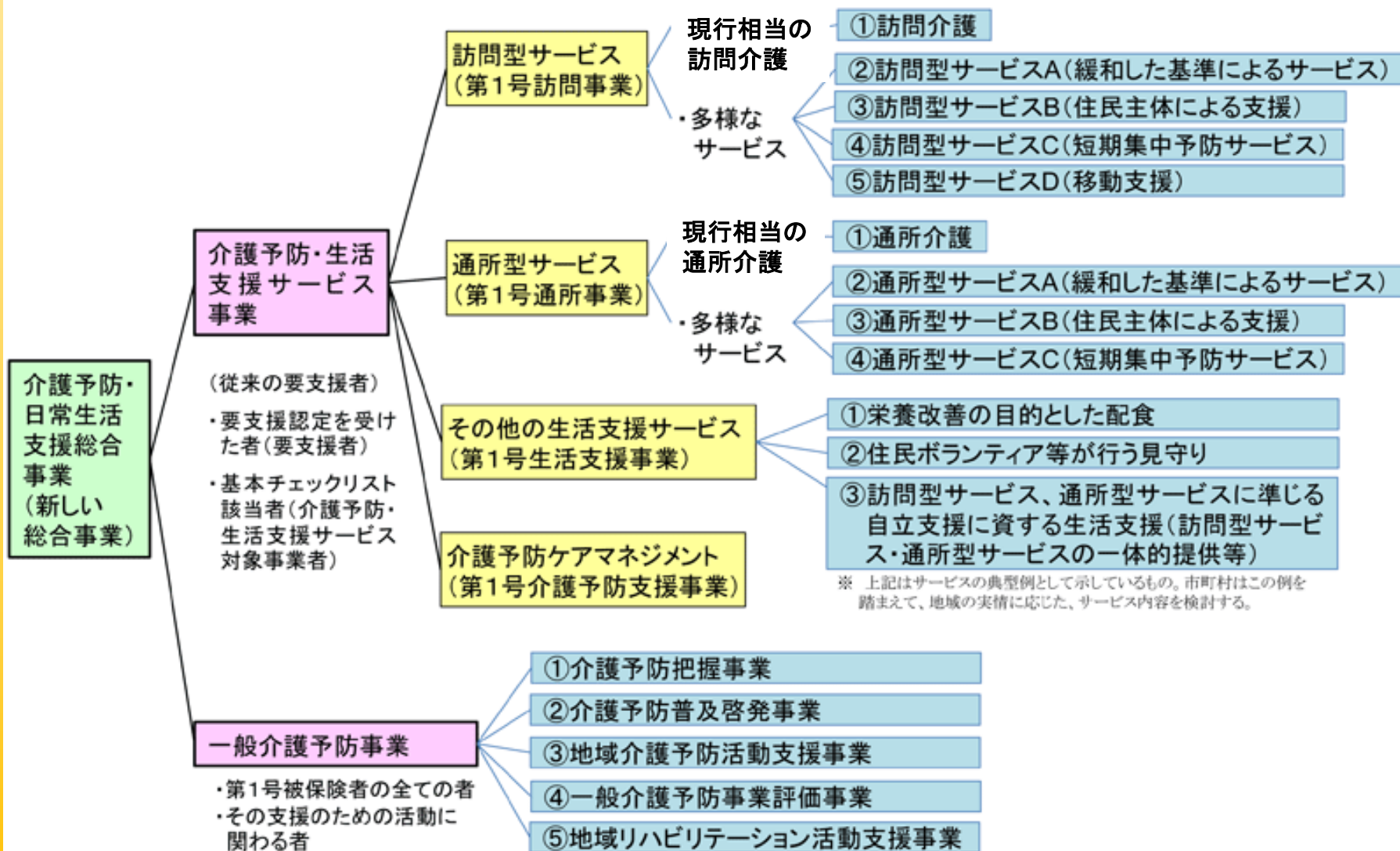
- 要支援者が利用する介護保険サービス（予防給付）のうち、訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業「総合事業」に移行することになった。
- 「総合事業」では、既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。

地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す

総合事業の構成（国）①



総合事業の構成（国）②



総合事業の運用（国）

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護や福祉用具等）は、引き続き予防給付としてサービスを継続する。
- 地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと予防給付のサービスを組み合わせる。
- 総合事業のサービスのみ利用する場合は、要介護認定を省略して、基本チェックリスト（別紙参照）で判定することにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下、事業対象者という）として迅速なサービス利用を可能にする。

2. 筑紫野市の総合事業



総合事業移行への考え方

現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護事業を利用している要支援認定者に対し、これまでと同程度のサービスが継続して実施される。

【時期】平成29年4月に一斉に総合事業へ移行

【申請】新規時は原則認定申請とし、更新時に総合事業サービスのみを利用している者に対し、基本チェックリストを実施

【基準・報酬単価、加算】現行相当については従来どおり

【多様なサービス】訪問型サービスA、通所型サービスCを委託で実施

筑紫野市の総合事業の構成

総合事業は、以下の2つから構成される

- ① 要支援者・事業対象者に対して必要な支援を行う「訪問型サービス」「通所型サービス」等
- ② 第1号被保険者に対して介護予防を行う「一般介護予防事業」

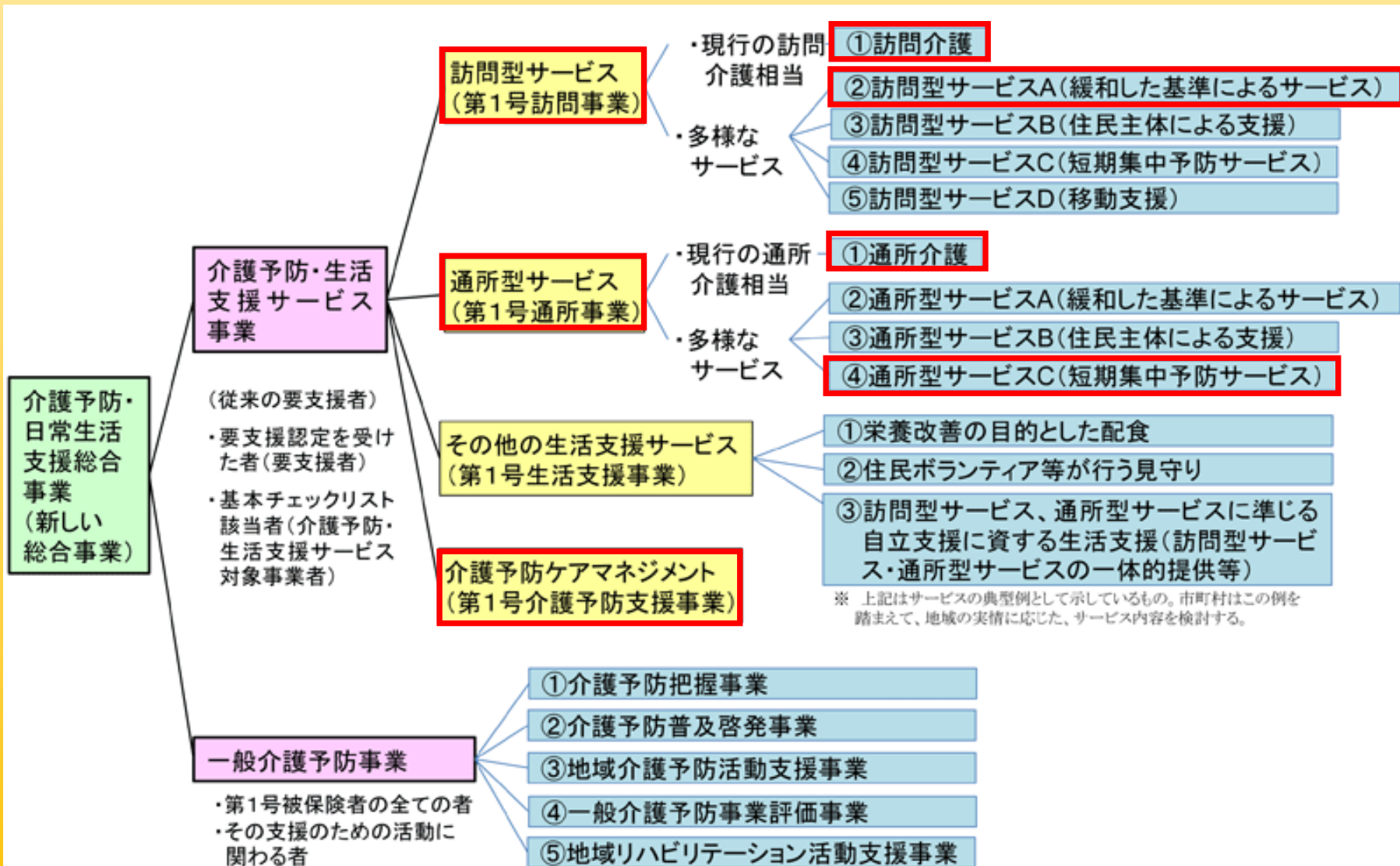
【①のサービス内容】

- ・ 現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護から移行する現行相当サービス
- ・ 多様なサービスとして、A：基準緩和、C：短期集中を設定（今回はB及びDは設定しない）

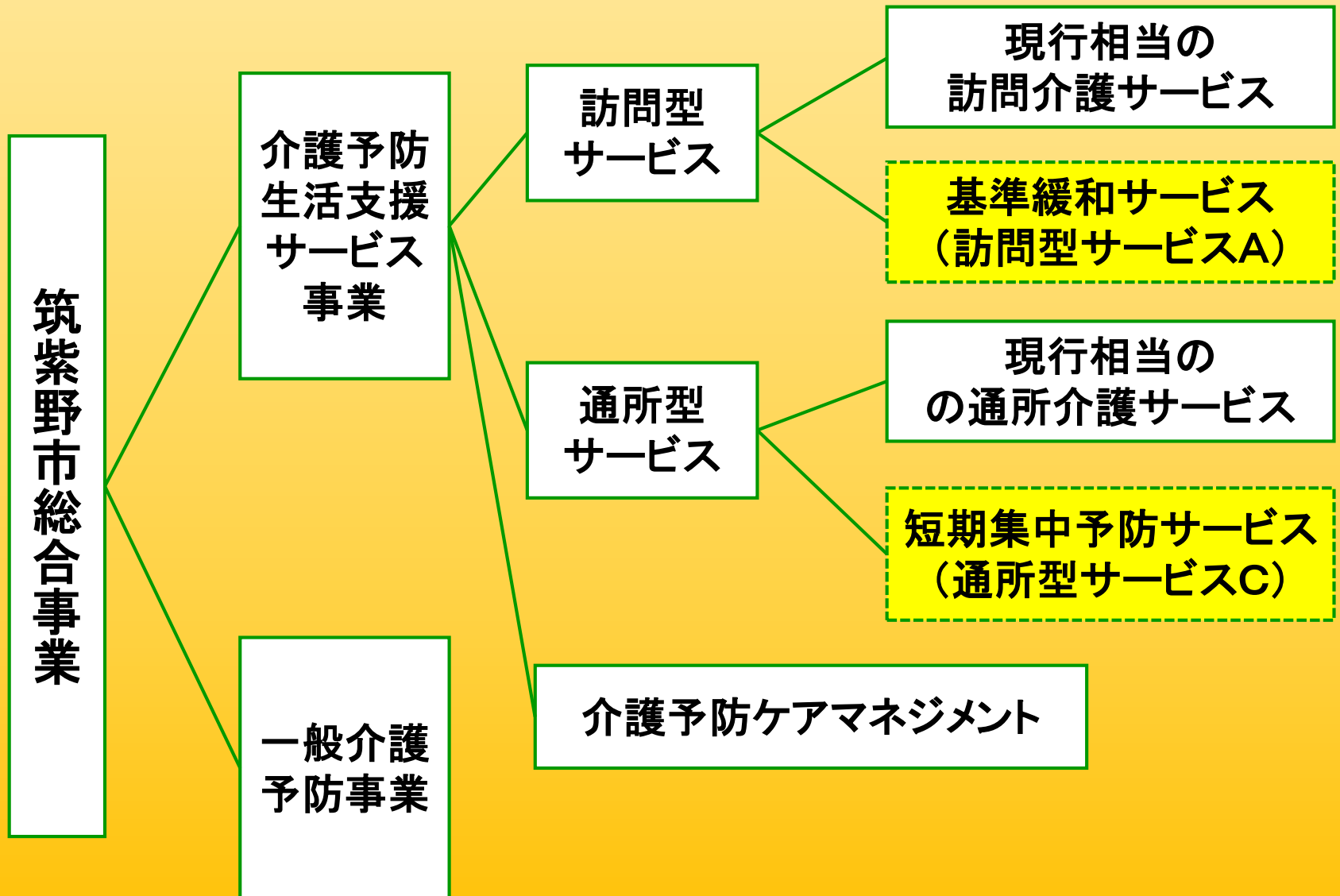
【②のサービス内容】

- ・ サロン等への講師派遣事業

筑紫野市の総合事業の構成（国と比較）



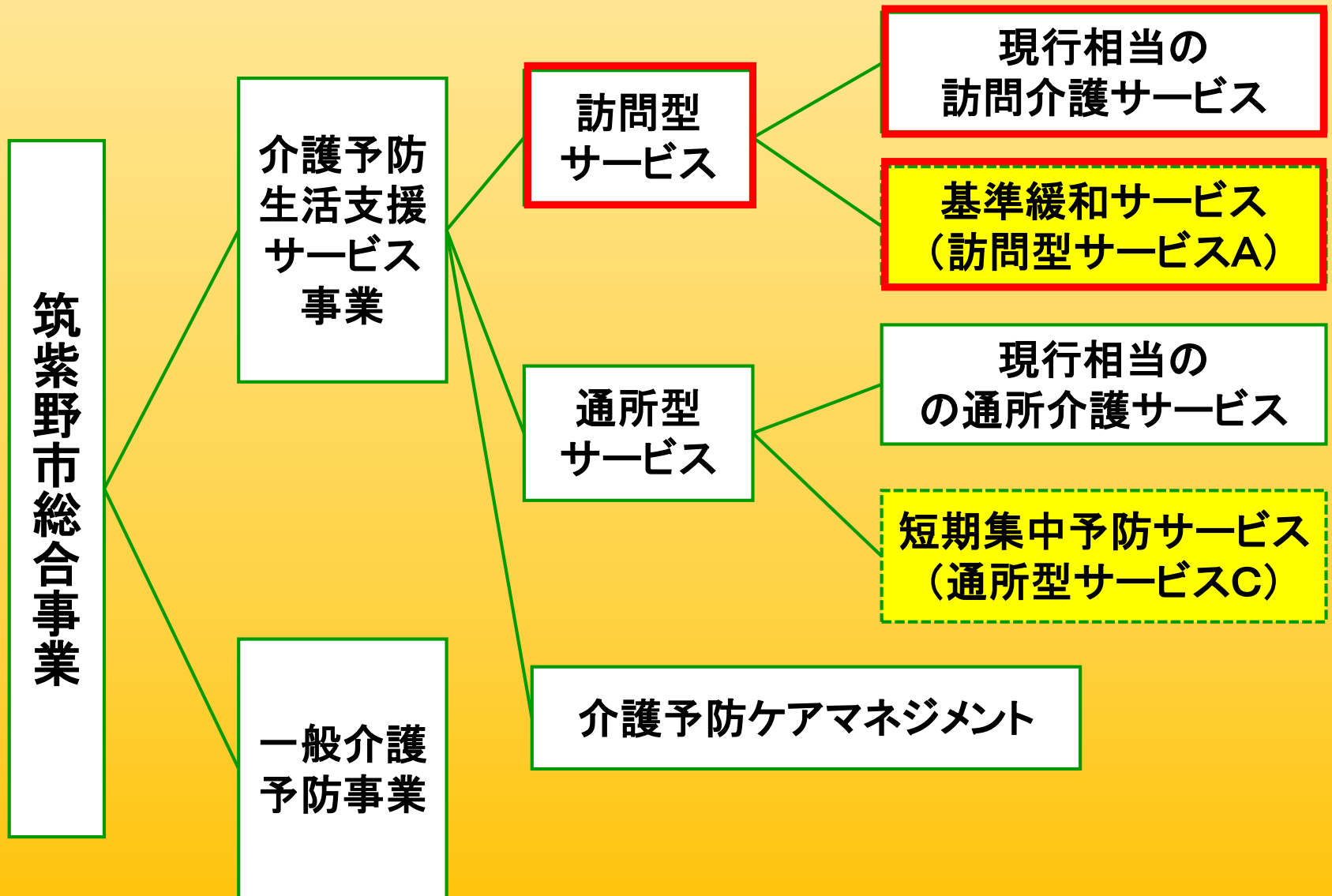
筑紫野市の総合事業の構成（図）



3. 訪問型サービス



筑紫野市の総合事業の構成（図）



訪問型サービス（現行相当）

種別	内容
事業主体	現行の指定訪問介護事業所
対象者	要支援認定者もしくは事業対象者で、主なケースとして ①すでにサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要 ②身体介護が必要
内容	訪問介護員による身体介護、生活援助
実施方法	事業所指定
人員基準	（従来の介護予防訪問介護と同様）
設備基準	（従来の介護予防訪問介護と同様）
運営基準	（従来の介護予防訪問介護と同様）
報酬	（包括報酬及び加算体系も従来の介護予防訪問介護と同様）
利用者負担	1割または2割
支払方法	国保連経由（限度額管理有）

訪問型サービス（訪問A）

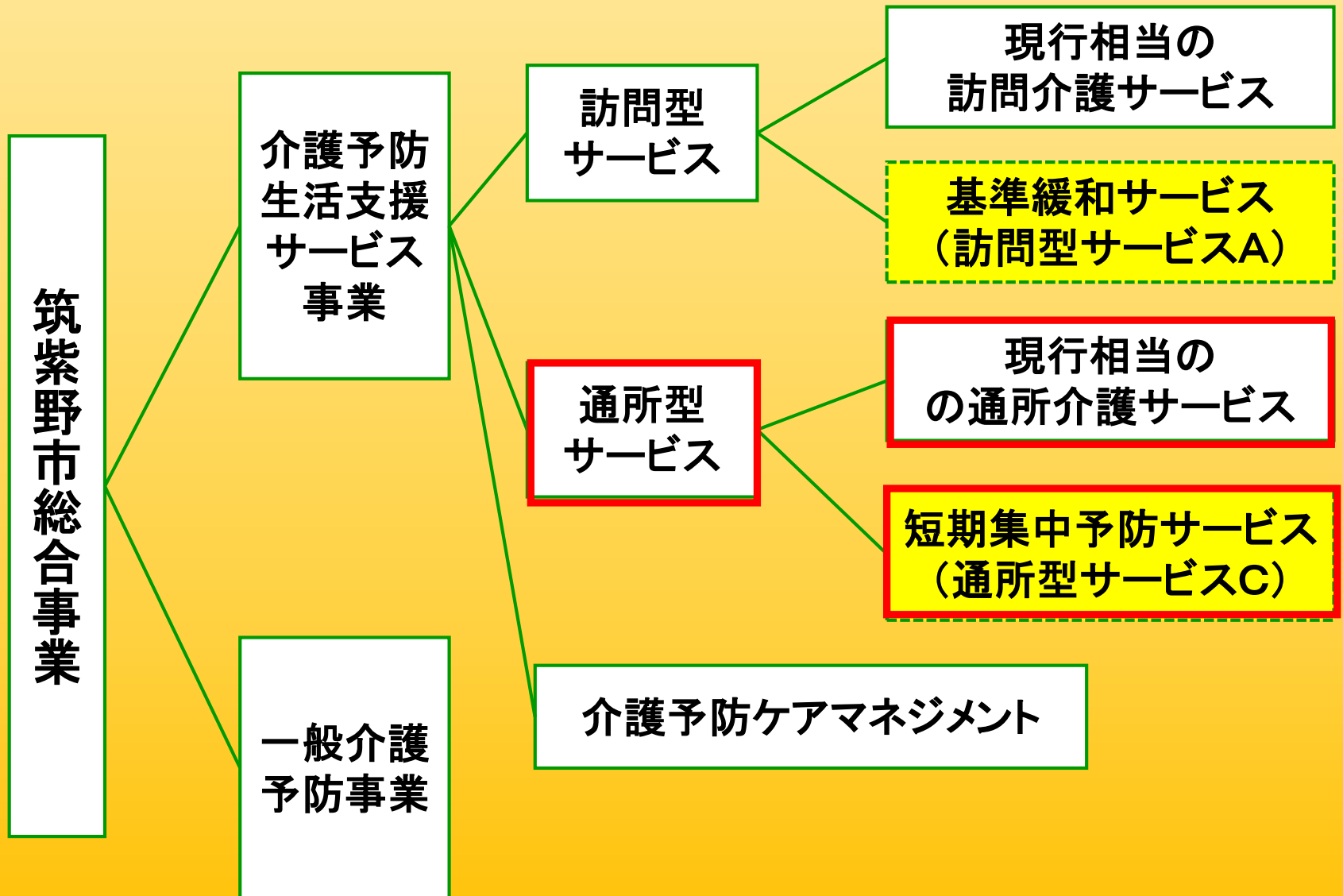
種別	内容
事業主体	委託事業所
対象者	要支援認定者もしくは事業対象者で、主なケースとして ①身体介護を必要としない ②生活援助のみを必要とする
内容	生活援助 ※1、上限は1回／週で、1時間／回
実施方法	委託
人員基準	平成29年度はモデル的に導入予定のため、 受け入れ人数を制限して行う予定です。 現在検討中ですので、決定次第お知らせします。
設備基準	
運営基準	
利用者負担	
支払方法	事業者により市から支払い（限度額管理なし）

※1 厚生労働省通知平成12年3月17日老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2-0から2-6に定める生活援助全般

4. 通所型サービス



筑紫野市の総合事業の構成（図）



通所型サービス（現行相当）

種別	内容
事業主体	現行の指定通所介護事業所
対象者	要支援認定者もしくは事業対象者
内容	（従来の介護予防通所介護と同様）
実施方法	事業所指定
人員基準	（従来の介護予防通所介護と同様）
設備基準	（従来の介護予防通所介護と同様）
運営基準	（従来の介護予防通所介護と同様）
報酬	（包括報酬及び加算体系も従来の介護予防通所介護と同様）
利用者負担	1割または2割
支払方法	国保連経由（限度額管理有）

通所型サービス（通所C・個別）

種別	内容
事業主体	委託事業所
対象者	要支援認定者もしくは事業対象者 ①チェックシート(自覚症状や検査結果異常の確認)にて健常である ②医師から運動制限を言われておらず、医師からの許可がある
内容	マシンを使ったパワーリハビリテーション
送迎	有
実施方法	委託
提供頻度	1クール12回(週1回×12回 約3ヶ月間) ※修了後、1年間は通所C(個別及び集団)への通所は不可
スタッフ	・理学療法士または作業療法士(支障がない場合は同一フロアでの兼務可) ・指導員(指導の経験のある介護職員)
受入人数	5人~/回 (※委託先との相談による)
受入曜日	(委託先との相談による)
利用者負担	400円/回
支払方法	事業者に市から支払い(限度額管理なし)

通所型サービス（通所C・集団）

種別	内容
事業主体	委託事業所
対象者	要支援1 もしくは事業対象者 ①チェックシート(自覚症状や検査結果異常の確認)にて健常である ②医師から運動制限を言われておらず、医師からの許可がある
内容	マシンを使ったパワーリハビリテーションと集団による筋力体操
送迎	有
実施方法	委託
提供頻度	1クール12回(週1回×12回 約3ヶ月間) ※修了後、1年間は通所C(個別及び集団)への通所は不可
スタッフ	・健康運動指導士2人以上 ・看護師もしくは保健師2人以上
受入人数	8人~/回 (※委託先との相談による)
受入曜日	(委託先との相談による)
利用者負担	500円/回
支払方法	事業者により市から支払い(限度額管理なし)

5. 総合事業サービス 併用の可否



総合事業サービス併用の可否

訪問型サービス	現行相当	訪問A
現行相当		×
訪問A	×	

➡ 訪問型サービスの併用（現行相当⇔訪問A）は不可

通所型サービス	現行相当	通所C（個別）	通所C（集団）
現行相当		×	×
通所C（個別）	×		×
通所C（集団）	×	×	

➡ 通所型サービスの併用（現行相当⇔通所C（個別）⇔通所C（集団））は不可

※一般介護予防事業については、全てのサービスと併用可能

6. 総合事業の利用手続き



総合事業の対象者及び利用手続き（新規時）

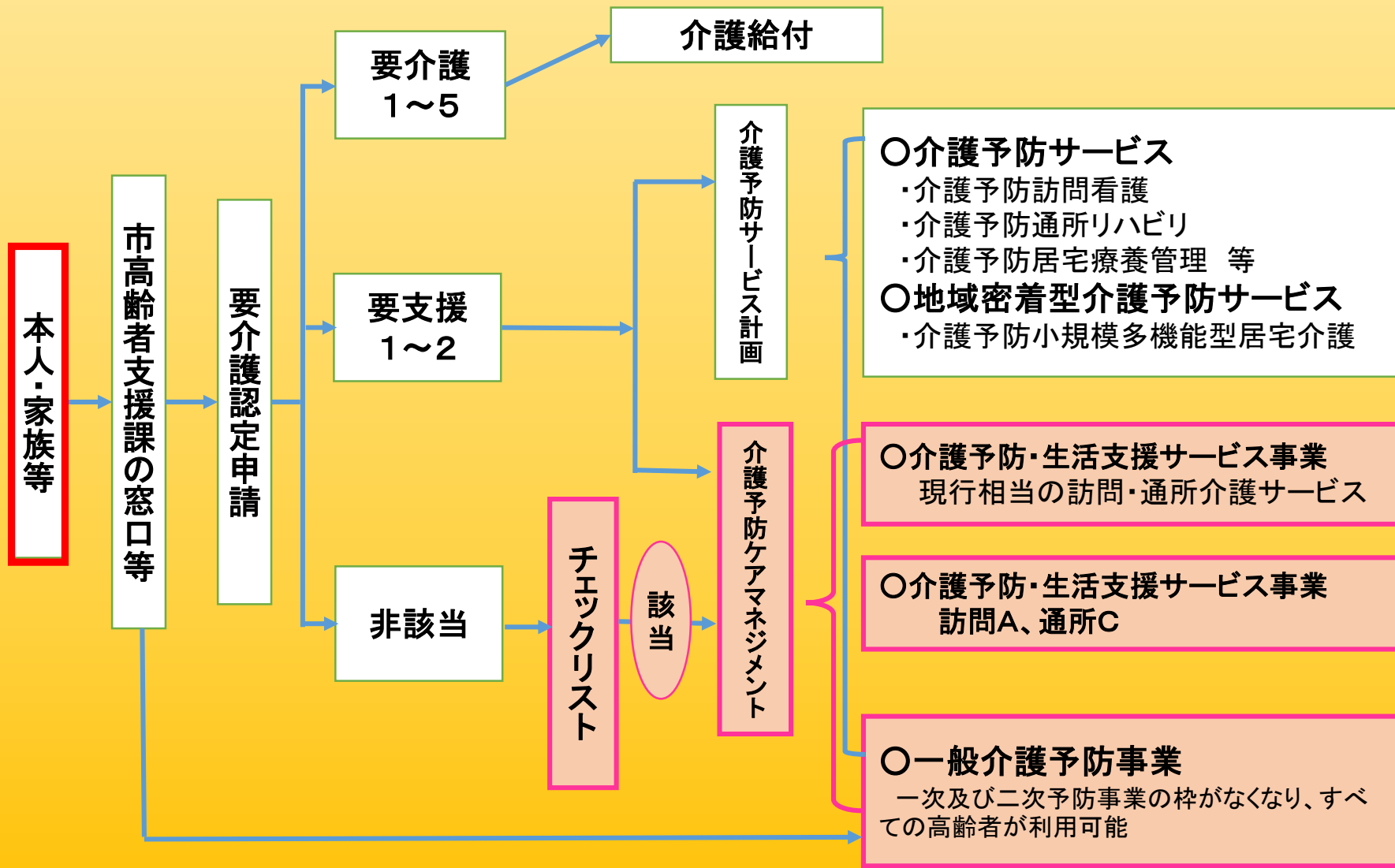
【原則】

新規の場合、要介護（要支援）認定申請を案内

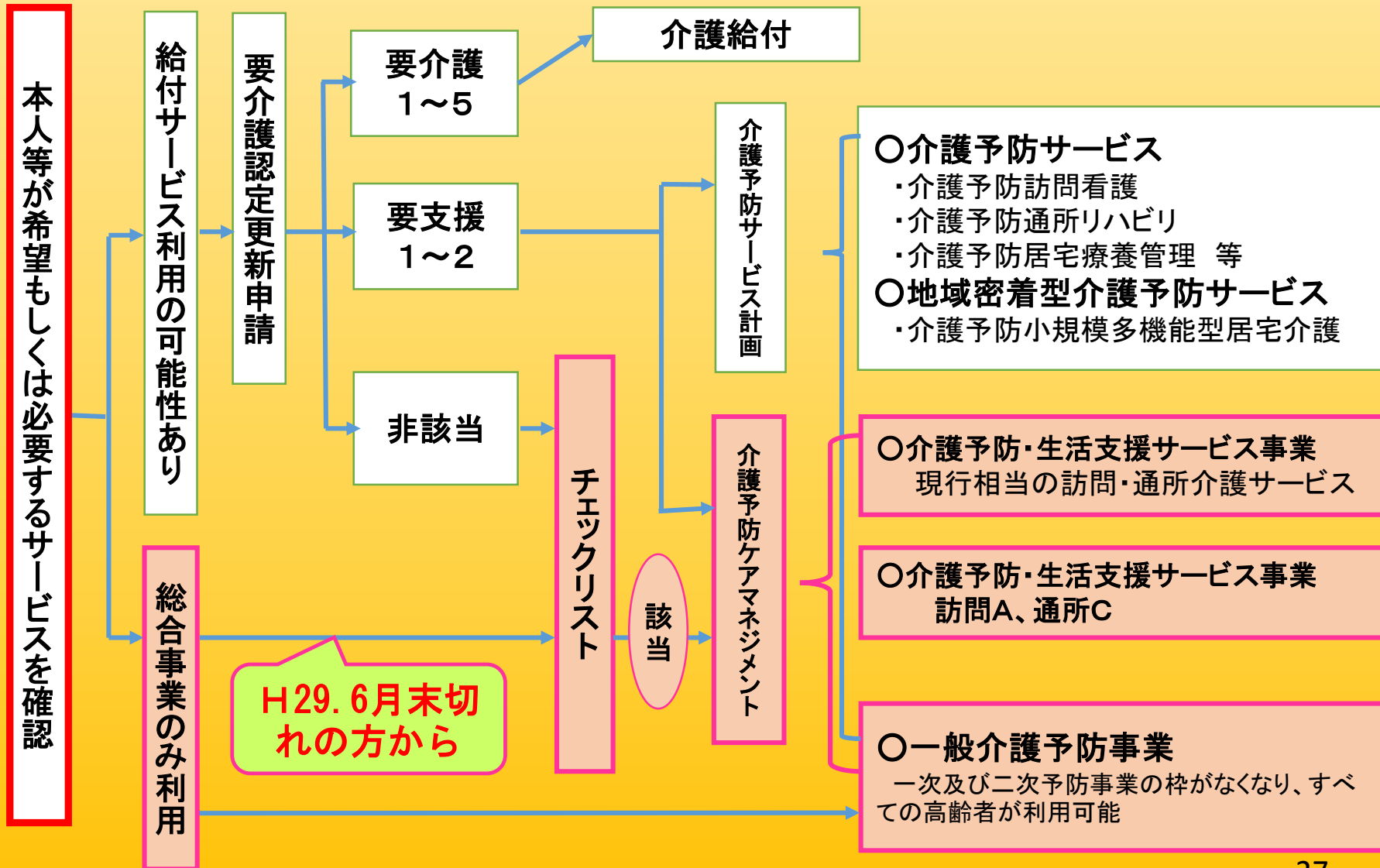
【例外】

- 明らかに非該当であると予想され、多様なサービス（訪問Aや通所C）のみの利用であれば、基本チェックリストを案内
- 基本チェックリストは、市高齢者支援課の窓口もしくは地域包括支援センターの訪問にて実施

相談からサービス利用までの流れ（新規時）



相談からサービス利用までの流れ（更新時）



暫定利用（認定結果がでる前に利用したい場合）

- 非該当か要支援になることが予測される場合は、予防サービス計画の作成と基本チェックリストを行う。
- 予防・介護のどちらの可能性もある場合は、予防及び介護の両方のサービス計画を作成し動く。

暫定利用者の認定結果が「非該当」だった場合

- 基本チェックリストに該当すれば、事業対象者として総合事業のサービスを受けることができる。
- 総合事業以外のサービスは全額自己負担となる。

事業対象者は、予防給付
(訪問看護や福祉用具等)
の利用はできないことに
注意！



7. ケアマネジメント



介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターもしくは受諾居宅介護支援事業者は、要支援認定者や事業対象者に対してアセスメントを行い、本人の自立支援に向けたケアプラン原案を作成し、サービスの案内等を行う。 ⇒ケアマネジメント

要支援認定者や事業対象者で、総合事業のみを利用する場合に行うのが介護予防ケアマネジメントで、様式は従来の介護予防サービス・支援計画書を活用する予定だが、通所Cのサービスを利用する場合は、追加様式を検討中。

提供するサービスによって、
介護予防ケアマネジメントの類型が決定

介護予防ケアマネジメントの類型と概要①

ケアマネジメントの類型	利用サービス	筑紫野市	
ケアマネジメントA	現行相当	基本単位	430
		初回加算	300
		介護予防小規模多機能連携加算	300
ケアマネジメントB	訪問A 通所C	基本単位	430
		初回加算	300
ケアマネジメントC	今回は該当事業なし		

【初回加算の取り扱い】

(1単位：10円)

- ① 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- ② 要介護→要支援又は事業対象者となった場合

※要支援→事業対象者となった場合は算定不可

介護予防ケアマネジメントの類型と概要②

ケアマネジメントの類型	利用サービス	サービス 担当者会議	モニタリング
ケアマネジメントA	現行相当	従来どおり	従来どおり
ケアマネジメントB	訪問A		必要時
	通所C		

上表の詳細や「アセスメント」
や「介護予防サービス・支援計
画表」に伴う追加様式等につい
ては、ただいま検討中です。

決定次第お知らせします



8. 被保険者証と 居宅依頼（変更）届



基本チェックリストに該当した場合は…

1. 実施した基本チェックリストと「介護予防計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を市に提出

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	
区分 新規・変更	
被保険者氏名	被保険者番号
フリガナ	
生年月日	性別
明・大・昭 年 月 日	男・女
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター	
介護予防支援事業者名	介護予防支援事業所の所在地
地域包括支援センター名	地域包括支援センターの所在地
	電話番号（ ）
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合はのみ記入してください。	
居宅介護支援事業者名	居宅介護支援事業所の所在地
	電話番号（ ）
介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者を変更する理由等 ※変更する場合はのみ記入してください。	
	変更年月日 (平成 年 月 日付)
取寄野市長 様 上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。	
平成 年 月 日	
住 所	電話番号（ ）
被保険者氏名	
<input type="checkbox"/> 被保険者資格	<input type="checkbox"/> 届出の重複
<input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号	
確認欄	
(注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等 決まり次第速やかに取寄野市へ提出してください。 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業者 （地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介 護支援事業者を変更するときは、変更年月日を入力のうえ、必ず取寄野市へ届け出てください。 届け出のない場合、サービスに係る費用を一部、全額負担していただくことがあります。 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。	

2. 市は被保険者証に事業対象者の印字を行う

- システムの都合上、居宅介護支援事業所の届けがなければ事業対象者の被保険者証を発行することができない。
- 旧被保険者証が添付されていれば、即日発行。
- 負担割合証が発行されていない人は、同時に発行。
- 事業対象者の保険証には、有効期間の設定がない。

基本チェックリストに該当した場合は…

3. 総合事業を利用するときには、被保険者証に「要支援1・2」もしくは「事業対象者」の印字があるか確認すること

介護保険被保険者証		要介護状態区分	
被保険者		事業対象者	
番号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成28年11月11日
住所		認定の有効期間	～
フリガナ		区分支給限度基準額	
氏名		居宅サービス等	～
生年月日		1ヵ月当たり	
性別		(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類 種類支給限度基準額
交付年月日			
保険者番号並びに保険者の名称及び印	402172 福岡県 筑紫野市	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

4. 事業対象者が、基本チェックリスト施行時とは状態が変わり、予防給付もしくは介護給付が必要になった場合は、認定申請を行うこと

9. 給付管理



給付管理の対象

指定事業所のサービスを利用する場合のみ給付管理を行なう。



サービス種別	現行相当の訪問・通所介護サービス (指定)	訪問A 通所C (委託)
給付管理	対象	対象外
支給限度額	含まれる	含まれない
高額介護サービス費	対象	対象外

※平成29年4月時点

支給限度額

事業対象者の支給限度額は、予防給付の要支援1の限度額を目安として行なう。

総合事業	予防給付	
事業対象者	要支援1	要支援2
5,003単位	5,003単位	10,473単位

10. 事業所指定の留意点・ 指定手続



総合事業における事業所指定

提供するサービス		指定権者(届出等提出先)	指定の有効期間
介護給付	訪問・通所介護	福岡県	指定を受けた日から6年
	地域密着型通所介護	筑紫野市 (その他利用者のいる市町村)	指定を受けた日から6年
予防給付	介護予防訪問・通所介護	福岡県	指定を受けた日から6年 ○筑紫野市: <u>H29.4より全員総合事業へ移行(予防給付なし)</u> ○他市: <u>H30.3.31まで、利用者によっては予防給付となる可能性あり。</u>
総合事業	現行相当の訪問・通所介護サービス	筑紫野市 (その他利用者のいる市町村)	○みなし指定事業所: <u>H30.3.31</u> ○みなし以外の事業所: <u>H29.4.1新規指定～H35.3.31</u>

総合事業のみなし指定

【みなし指定】

平成27年3月31日において介護予防訪問・通所介護の指定を受けていた事業所は、総合事業の第一号訪問・通所介護事業のサービスを提供する事業所として、全国の市町村から指定を受けたものとみなされている。

※第一号事業：現行の介護予防サービスと同等の人員基準、設備基準及び運営基準に基づいて行う事業（現行相当サービス）

みなし指定の有効期限である平成30年3月31日まで、全国の市町村の被保険者の受け入れが可能。

（ただし、市町村が別途短い有効期間を定めている場合は、その定めた期間までとなる。）

総合事業のみなし指定

【指定更新】

- 平成30年4月1日以降、事業所所在地及び総合事業利用者のいる全ての市町村で、指定更新の手続きが必要。指定更新の手続きをしなかった市町村の利用者は、利用できなくなる。
- 指定更新を忘れた場合、総合事業のサービスが提供できなくなり、介護報酬の請求が行えない。
- 平成30年4月1日に一斉に指定更新となる。この時点で介護給付の指定日とずれが発生することになるが、指定日がずれないように方法を現在検討中。



市外事業所の指定更新手続きが必要かどうかを市町村が判断するのは困難です。必ず自身で、更新手続きの漏れがないかご確認をお願いします。

みなし指定の対象とならない事業所

平成27年4月1日以降に介護予防訪問・通所介護の新規指定を受けた事業所は、みなし指定の効力が及ばない。

- 平成29年4月1日付で、筑紫野市の指定を受ける必要がある。
- 筑紫野市の指定は、筑紫野市の被保険者、筑紫野市に住民票のある住所地特例者のみに適用される。他市町村の利用者を受け入れる場合は、他市町村の指定が必要。
- 筑紫野市の指定の有効期間は、6年間

総合事業における事業所指定の留意点

- 指定更新、加算届、変更届については指定を受けたそれぞれの市町村へ届け出ること。

介護給付と総合事業では、指定権者や利用できる対象者の範囲が異なります。サービス導入の際は、ケアマネジャーとサービス事業所双方で、対象者の利用が可能か慎重に確認してください。



住所地特例対象者の総合事業利用

住所地特例対象者は、**施設所在地市町村**の総合事業を利用する。

【住所地特例とは・・・】

住所地特例対象施設に入所し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所前の住所地の市町村（保険者）が実施する介護保険の被保険者になること。



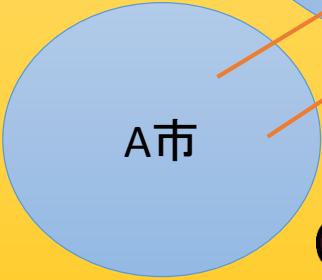
住所地特例対象者が施設所在地市町村の事業所を利用できる点は、地域密着型サービス(地域密着型通所介護など)と同様です。

住所地特例対象者の総合事業利用

住民票が筑紫野市の住所地特例施設＝住所地特例対象者(保険者A市)
筑紫野市の総合事業が利用できる。



住所地特例施設



A市



筑紫野市

住民票がA市のまま→保険者はA市だが、住所地特例対象者ではない。
筑紫野市の総合事業は利用できない。
(別途A市の指定が必要)



地域密着型サービスにおいて、住所地特例対象でない被保険者が誤って利用していたケースがありましたので十分注意してください。

総合事業の指定手続き

・ 筑紫野市内の事業所

平成27年4月1日以降に介護予防訪問・通所介護の指定を受けた事業所には、別途連絡予定。指定申請に必要な書類を提出。

・ 筑紫野市外の事業所

平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所で、現在利用している筑紫野市の要支援被保険者が、平成29年4月1日以降も引き続き利用することが見込まれる場合は、筑紫野市に連絡し、忘れずに指定申請を行うこと。

※利用者が住所地特例対象被保険者である場合は、指定の手続きは不要。

・ 受付開始は平成29年2月1日から

様式は後日ホームページに掲載予定

指定の際の主な提出書類

※様式の名称等は変更となる場合がある。

- ①筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業・第1号事業者指定・更新申請書
- ②第1号事業者の指定に係る記載事項
- ③申請者の定款、寄付行為及びその登記簿謄本又は条例等
- ④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑤従業者の資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
- ⑥代表者経歴書及び管理者経歴書
- ⑦サービス提供責任者経歴書(訪問のみ)
- ⑧事業所の平面図/設備・備品等一覧、外観及び内部の様子がわかる写真
- ⑨運営規程・重要事項説明書・契約書
- ⑩利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑪サービス提供実施単位一覧表(通所のみ)
- ⑫当該申請に係る資産の状況(決算報告書、収支実績等)
- ⑬介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑭暴力団関係者排除に係る誓約書
- ⑮介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等状況一覧表(加算届)
- ⑯宿泊サービスの実施に関する届出書(通所のみ、サービスを実施する場合)



11. 請求の方法、サービス 請求コード



総合事業における報酬の請求方法

 請求は従来と同じく国保連経由で行う

- 請求コードは**総合事業専用**のものに変更となる。
- 具体的なコードは**別紙コード表**参照。



みなし指定の事業所と
新規の指定の事業所では
サービスコードが異なるため
注意してください。

総合事業のサービスコード

みなし指定と新規の指定でサービスコードが異なる

サービス種類	サービスコード
平成27年4月以前から継続して介護予防訪問介護の指定を受けている事業所 (みなし指定 を受けている訪問型サービス事業所)	A1
平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けている事業所 (筑紫野市から 新規に指定 を受ける事業所)	A2
平成27年4月以前から継続して介護予防通所介護の指定を受けている事業所 (みなし指定 を受けている通所型サービス事業所)	A5
平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けている事業所 (筑紫野市から 新規に指定 を受ける事業所)	A6

現行相当の通所介護サービスにおける留意点

介護予防通所介護費は要支援区分に応じた月額報酬となっている。

→そのため、事業対象者に対して現行相当の通所介護サービスを提供した際の報酬を要支援1、2どちらの区分で請求するのかルール作りが必要。



筑紫野市では、以下のとおり整理する。

- ・ 週1回程度の利用の場合→要支援1の単位で請求
- ・ 週2回程度の利用の場合→要支援2の単位で請求

ケアマネジメント費の請求

	要支援認定の有無	総合事業サービスの利用の有無	その他介護サービスの利用の有無 (例:福祉用具、訪問看護等)	介護予防支援費or 介護予防ケアマネジメント費	請求
1	○	○	○	介護予防支援費	国保連合会
2	○	×	○	介護予防支援費	国保連合会
3	○	○	×	介護予防ケアマネジメント費	国保連合会(※1)
4	×	○	×	介護予防ケアマネジメント費	包括から市へ請求(※2)

※1 国保連合会に請求できるのは地域包括支援センターのみ。居宅介護支援事業者に再委託している場合は、包括がとりまとめて請求する。

※2 地域包括支援センターから市へ請求を行う。居宅介護支援事業者に再委託している場合は、包括がとりまとめて請求する。

12. 利用者との契約



利用者との契約

- 現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に関する契約は、総合事業には適用されない。
- 総合事業の開始にあたり、訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントの提供に関する「利用者との契約」および「重要事項説明書の交付・説明・同意」が新たに必要となる。



**「契約書」、
「重要事項説明書」、
「運営規定」の変更が
必要となります**

参考：読み替え規定の例示

- ・ 介護予防訪問介護 → 訪問型サービス
- ・ 介護予防通所介護 → 通所型サービス

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え例)

第〇条 利用者の保険者である市町村が介護保険法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型サービス」と読み替えるものとする。

※契約書**文面との整合が必要**であるため、文面案をそのまま使用することができないことがある。

※これは文面案の例示であって、この文面案によって生じた**損害等を筑紫野市が負担するものではない**。

13. まとめ



平成29年4月1日までに各事業所で行なっていただくこと

1. 契約書等の見直し

契約書、重要事項説明書、運営規定を総合事業に対応できる内容に変更。

2. 利用者との契約

現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスを継続して利用する方との契約を締結。

3. 請求事務の見直し

別添のコード表を参考に、総合事業のコードで請求できるよう、給付管理システムを調整。

4. 指定申請の手続き

H27.4.1以降に県から新規指定を受けた事業所は、筑紫野市からの指定にかかる申請手続きを行なう。